

第 3 号

専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年4月23日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 58 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月31日専決

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割（法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）に係る」を「県税その他の」に、「地方自治法施行令第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第26条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第100条の3第2項第1号エ(ア) b中「窒素酸化物の4分の1」を「窒素酸化物の値の4分の1」に改め、同項第2号イ(ア)中「該当すること」を「該当すること。」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第7条の3及び第8条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第9条第2項第4号中「第5条の2第3項」を「第5条の2第3項」に改める。

附則第13条の2第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に、「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第13条の2第2項及び第13条の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦

課徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県条例第28号」の次に「。以下「県税条例」という。」を加える。

第3条中「証紙徴収」を「普通徴収又は証紙徴収」に改め、同項の次に次の5項を加える。

- 2 前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税者に県が発行する規則に定める証紙をもって払い込ませるものとする。この場合においては、県が規則で定める証書に、県税条例第100条の6第1項の規定により知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器（以下この条において「収納計器」という。）により当該種別割に相当する金額の収納印（県税条例第100条の6第1項に規定する収納印をいう。以下この条において同じ。）の表示を受けさせることにより、証紙に代えることができる。
- 3 新規登録の申請があったアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について県税条例第104条第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。
- 4 前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に第2項に規定する証紙をもって払い込ませるものとする。この場合においては、県税条例第106条の規定により提出する申告書又は報告書に収納計器により当該種別割に相当する金額の収納印の表示を受けさせることにより、証紙に代えることができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該種別割額に相当する現金を納付させた後、納税済印（県税条例第100条の6第1項に規定する納税済印をいう。）の押印を受ける方法により払い込ませることができる。
- 6 収納計器の取扱いについては、県税条例第100条の6第2項から第4項までの規定を準用する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「前条第2項又は第4項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「種別割の納税義務者」を「証紙をもって種別割を払い込む納税者」に改め、同項を同条第2項とする。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 熊本県税条例の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、附則第8条の10第1項の改正規定中「又は第4項まで」を「から第4項まで」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、従前の例により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に従前の公金事務（同項に規定する従前の公金事務をいう。以下同じ。）を行わせている者に、施行日以後に従前の公金事務を行わせる場合における徴収金の納付については、第1条の規定による改正後の熊本県税条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。